

入会賛助金の徴収経緯

- 1 大正期から昭和初期にかけて、大阪市街地の開発や工業化のために市街の環境が劣悪化し、住環境も同様となったことから、大阪市内の富裕層の老舗店の店主や企業の経営者たちがより良い住環境を求め、昭和3年に兵庫県武庫郡精道村打出字剣谷（現在の六麓荘町一帯）の国有林を国から払下を受けて別荘地の開発を企画し、株式会社六麓荘（六甲山の山麓に地位する別荘地という意味からの命名）を設立する。
- 2 昭和13年ころまでに造成工事が完了し、昭和15年11月10日に市制実施により兵庫県武庫郡精道村が芦屋市となる。
昭和20年までに開発された宅地が完売し、株式会社六麓荘は、当初の役割を終え、戦時中に実質的に休眠状態となる。
- 3 戦後は、アメリカの占領下、GHQの施策により、町内会や自治会の活動が著しく制約されていたが、昭和30年ころからは徐々に国内の町内の親睦や町づくりのための町内会や自治会の活動が活発となり正確な年月日は不詳なるも、この頃から六麓荘町内の土地を取得し、転居してきた人達から町内の資産維持・管理、町づくりの資金に充てる目的で入会賛助金を徴収する取扱いがなされてきた。
ただ、入会賛助金について明確な規定は定められず、入会賛助金の金額も一律でなく、取得土地の広さや建物の規模によって異なっていた。
その後、入会賛助金の徴収額は一律50万円として取扱いが統一されたが、詳細に亘る規定を設けられないままの状態であったことから、平成25年以降、六麓荘町理事会で入会賛助金の取扱いについて協議検討された結果、平成26年6月に至り、入会賛助金規定の詳細が定められ、規定が改訂（改正）された次第である。

平成26年6月吉日
芦屋市六麓荘町 町内会